

神奈川県造血幹細胞移植推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 造血幹細胞移植に関する理解と認識を深めるとともに、造血幹細胞移植の推進について協議するため、神奈川県造血幹細胞移植推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 骨髓・末梢血幹細胞移植に対する普及啓発に関すること
- (2) 骨髓・末梢血幹細胞提供者の確保に関すること
- (3) 骨髓・末梢血幹細胞移植推進の連絡、調整に関すること
- (4) さい帯血移植に対する普及啓発に関すること
- (5) その他造血幹細胞移植の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げるものをもって組織し、がん・疾病対策課長が選任する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
(神奈川骨髓移植を考える会会長を含む)
 - (3) 行政機関の代表者
 - (4) その他造血幹細胞移植の推進に関して適当と認められる者
- 2 構成員の任期は2年以内とする。
- 3 構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、構成員の互選により選出する。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会の会議を招集し、その議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(部会)

第4条 協議会は必要に応じ、専門的な事項を検討協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会の構成員及び構成員以外のもので組織し、構成員は会長が協議会にはかつて指名する。
- 3 部会は、部会長1名を置き、部会構成員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会を掌理し、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するために健康医療局保健医療部がん・疾病対策課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1名、幹事及び書記若干名を置く。
- 3 事務局長は健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長をもってあてる。
- 4 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。
- 5 幹事及び書記は関係機関の職員及び県職員のうちから会長が指名する。
- 6 幹事及び書記は事務局長の命を受け局務に従事する。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要なことは会長ががん・疾病対策課長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行する。